**農業経営基盤の強化の促進に関する**

**基本的な構想（素案）**

**令和５年○月**

**吉　岡　町**

目　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・　４

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　１　農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・　１５

　２　町が主体的に行う取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

　３　関係機関との連携・役割分担の考え方・・・・・・・・・・・・・・・　１５

　４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・・・　１６

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

　２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・　１６

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・　１７

　１　法第18条第１項の協議の場の設置の方法、法第19条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項・・・　１７

　２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・・・・・　１８

３　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

第６　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

**第１ 農業経営基盤の強化の促進に関する目標**

１　吉岡町は、群馬県のほぼ中央、榛名山東麓に位置している。その立地条件を生かして米麦を主体とする農業生産が展開されてきたが、近年は、経営の発展を図るため、少量他品目の野菜生産との複合経営が行われ、農産物直売所やスーパーなどを通して消費者への地産地消が盛んである。

その中で、特に施設園芸においては高収益性作型の導入により、地域の担い手として農業経営体の成長が見られる。なお、今後は土地利用型農業を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

２　吉岡町の農業構造については、昭和４０年代から隣接する前橋市、渋川市における工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加し、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっており、作業受託組織等や担い手の育成が急務となっている。一方、一部の地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

３　吉岡町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和１２年における農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

　　具体的な経営の指標は、吉岡町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者１人当たり４２０万円程度、１農業経営体当たり６２０万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者１人当たり１，７５０～２，０００時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

　　更に、人と農地の問題を解決するため、各集落・地域での話合いに基づき策定する地域計画について、定期的な見直しを行いながら実行し、中心経営体への農地の集約化に関する方針等の実現を図る。

　　特に、農用地の利用に関しては、農地中間管理機構を最大限活用し、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資する。また、担い手への農地集積・集約化と遊休農地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。

４　吉岡町は、将来の吉岡町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

　　まず、吉岡町は、北群渋川農業協同組合（以下、「農業協同組合」という。）、吉岡町農業委員会（以下、「農業委員会」という。）、渋川地区農業指導センター（以下「農業指導センター」という。）等が十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うため吉岡町農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため話合いを促進する。

　　更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の吉岡町農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

　　また、農地の流動化に関しては、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で農用地が利用集積されるよう努める。

　　水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第１２条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

　　さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、農業指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

　　また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

　　さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

　なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

　　特に、法第１２条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、吉岡町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

　　さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても、当該地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の発展に資するよう、事業計画の策定時等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

５　吉岡町は、吉岡町農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農業指導センターの協力を受けつつ行う。

　　特に、大規模畜産を目指す農業経営が展開しつつある地区においては、衛生管理の徹底や家畜排泄物の適正管理などにより、畜産環境の改善に努める。また、畜産ヘルパーの活用を進め「ゆとりある経営」を推進するとともに、快適な社会環境の維持に努める。

　　なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

６　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（１）新規就農の現状

　　　吉岡町の近年の新規就農者は年１人前後であり、ゆるやかな減少傾向となっているが、生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

　　　（１）に掲げる状況を踏まえ、吉岡町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア　確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間１７０人を踏まえ、吉岡町においては年間１人の当該青年等の確保を目標とする。

イ　新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

吉岡町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人当たり１，７５０～２，０００時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の５割程度の農業所得、すなわち主たる従事者１人当たりの年間農業所得２１０万円程度、１経営体当たり３１０万円程度）を目標とする。

（３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた吉岡町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

（４）地域ごとに推進する取組

町全体で新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（年間１人程度）を重点的に進め、農業協同組合や農業委員会と連携し、施設園芸の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

**第２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**

第１に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に吉岡町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、吉岡町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

［個別経営体］

（農業経営の指標の例）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の  方法 | 農業従事の態様等 |
| １．  水稲＋  施設野菜 | 〈作付面積等〉  水稲 ＝50a  施設野菜  イチゴ ＝30a  〈経営面積〉  80a | 〈資本装備〉  ・トラクター（25ps）  ・コンバイン（２条刈）  ・田植機（４条植）  ・管理機（3ps）  ・動力噴霧機  ・トラック（1t）  ・保冷庫  ・暖房機 等  〈その他〉  ・イチゴはウイルスフリー優良株の専用親株床の設置・イチゴは大型ハウスによる栽培管理の省力化・自動化 | ・米と野菜の複合化により経営の安定を図る  ・利用集積により団地化を図る  ・畜産農家との連携による有機質を主体とした堆肥による高品質野菜として有利販売  ・簿記記帳により経営収支の把握とコスト削減 | ・基幹労力  2.0人  ・補助労力  1.0人  ・快適な作業環境整備＝ハウスの複合環境制御  ・労力に応じた計画的な出荷  ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保 |
| ２．  水稲＋露地野菜＋施設野菜 | （作付面積）  水稲 ＝50a  露地栽培  ナス ＝30a  施設野菜  ナス ＝20a  ﾁﾝｹﾞﾝｻｲ＝20a  （経営面積）  　　　120a | 〈資本装備〉  ・トラクター（25ps）  ・コンバイン（2条刈）  ・田植機（4条植）  ・管理機（3ps）  ・動力噴霧機  ・トラック（1t）  ・保冷庫 等 | ・米と野菜の複合化により経営の安定を図る  ・利用集積により団地化を図る  ・畜産農家との連携による有機質を主体とした堆肥による高品質野菜として有利販売  ・簿記記帳により経営収支の把握とコスト削減 | ・基幹労力  2.0人  ・補助労力  1.0人  ・快適な作業環境整備＝ハウスの複合環境制御  ・労力に応じた計画的な出荷  ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保 |
| ３．  水稲＋露地野菜＋施設野菜 | （作付面積）  水稲　 ＝50a  露地野菜  ネギ ＝100a  ﾁﾝｹﾞﾝｻｲ＝20a  ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ＝30a  施設野菜  ﾁﾝｹﾞﾝｻｲ＝30a  （経営面積）  　　　230a | 〈資本装備〉  ・トラクター（30ps）  ・コンバイン（2条刈）  ・田植機（4条植）  ・動力噴霧機  ・トラック（1t）  ・保冷庫  ・ねぎ播種機  ・管理機（3ps）  ・土壌消毒機  ・トラック（1t）  ・マニュアスプレダ  ・ネギ皮むき機  ・半自動ネギ調整機 等 | ・米と野菜の複合化により経営の安定を図る  ・利用集積により団地化を図る  ・畜産農家との連携による有機質を主体とした堆肥による高品質野菜として有利販売  ・簿記記帳により経営収支の把握とコスト削減 | ・基幹労力  2.0人  ・補助労力  1.0人  ・快適な作業環境整備＝ハウスの複合環境制御  ・労力に応じた計画的な出荷  ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保 |
| ４．  水稲＋麦＋露地野菜＋作業受託 | （作付面積）  水稲 ＝100a  麦　 ＝200a  玉ネギ ＝50a  露地ナス  　　　 ＝40a  作業受託  　　　 ＝200a  （経営面積）  　　　590a | 〈資本装備〉  ・トラクター（30ps）  ・コンバイン（2条刈）  ・田植機（4条植）  ・管理機（3ps）  ・動力噴霧機  ・玉ネギ磨き機  ・トラック（1t） 等  〈その他〉  ・作業受託は水稲基幹３作業とする | ・米と野菜の複合化により経営の安定を図る  ・利用集積により団地化を図る  ・畜産農家との連携による有機質を主体とした堆肥による高品質野菜として有利販売  ・簿記記帳により経営収支の把握とコスト削減 | ・基幹労力  2.0人  ・補助労力  1.0人  ・快適な作業環境整備  ・労力に応じた計画的な出荷  ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 |
| ５．  果樹 | （作付面積）  ブドウ ＝80a  （経営面積）  　　　80a | 〈資本装備〉  ・トラクター（20ps）  ・スピードスプレヤー  （600L）  ・乗用草刈機（7ps）  ・トラック（1t）  ・運搬作業台車 等  〈その他〉  ・雨よけ栽培  ・直売方式に適した品種構成と栽培体系 | ・高級化・多様化する消費者ニーズへの対応  ・直売、宅配便利用による付加価値販売  ・パソコン利用による顧客のデータ管理  ・簿記記帳による顧客のデータ管理  ・簿記記帳により経営収支の把握とコスト削減 | ・基幹労力  2.0人  ・補助労力  1.0人  ・自走式運搬作業台車による作業の軽減  ・ジベリレン処理摘粒、袋かけ作業に対する雇用  ・定期的な休日の確保  ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 |
| ６．  酪農専作 | （飼養頭数）  搾乳牛 ＝35頭  育成牛 ＝20頭  飼料畑 ＝400a  （経営面積）  　　　400a | 〈資本装備〉  ・トラクター（75ps、50ps）  ・コーンハーベスタ  ・バルククーラー  ・パイプラインミルカー  ・コーンプランター  ・ロールベーラー  ・ベールクリッパー  ・堆肥化施設  ・排水処理施設 等  〈その他〉  ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営  ・経営体周辺への飼料畑の集積  ・家畜排泄物の堆肥化と利用促進  ・粗飼料、濃厚飼料の分離給与方式  ・計画的肉畜生産  ・受精卵移植技術による高能力確保  ・育成牛の牧場委託育成 | ・簿記記帳により経営収支の把握とコスト削減  ・青色申告の実施  ・牛群検定の活用 | ・基幹労力  2.0人  ・補助労力  1.0人  ・家族経営協定の締結  ・社会保険等の加入  ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減と休日制の導入 |
| ７．  肉牛専作 | （飼養頭数）  肥育和牛  　　　＝140頭 | 〈資本装備〉  群飼育・自動給餌体系  ・群飼育舎  ・自動給餌機  ・ショベルローダー  ・大型扇風機  ・飼料貯蔵庫  ・堆肥舎　等  〈その他〉  ・素牛は過肥のものは避ける  ・肥育前期までは消化の良い粗飼料をTDN20％以上給与する  ・出荷月齢：  　28ヶ月、720㎏  ・DG：和牛種0.75㎏ | ・簿記記帳により経営収支の把握とコスト削減  ・青色申告の実施  ・パソコンによる飼料給与設計  ・優良系統分析  ・市場状況管理 | ・基幹労力  2.0人  ・補助労力  1.0人  ・休日制の導入  ・給料制の導入  ・家族経営協定の締結 |
| ８．  肉牛専作 | （飼養頭数）  肥育交雑種  　　　＝170頭 | 〈資本装備〉  群飼育・自動給餌体系  ・群飼育舎  ・自動給餌機  ・ショベルローダー  ・大型扇風機  ・飼料貯蔵庫  ・堆肥舎　等  〈その他〉  ・スモール導入、育成後肥育の経営  ・乳雄とF1は別飼いとする  ・飼育密度は6㎡/1頭を確保  ・DG：交雑種0.9㎏ | ・簿記記帳により経営収支の把握とコスト削減  ・青色申告の実施  ・パソコンによる飼料給与設計  ・出荷データ管理  ・市場状況管理 | ・基幹労力  2.0人  ・補助労力  1.0人  ・休日制の導入  ・給料制の導入  ・家族経営協定の締結 |
| ９．  養豚専作 | （飼養頭数）  種雌豚＝110頭  種雄豚＝9頭  育成豚＝27頭  肥育豚  　　＝1,100頭 | 〈資本装備〉  ・分娩・離乳豚舎  ・妊娠豚舎  ・育成群飼場  ・自動給餌・給水装置  ・堆肥化施設  ・除ふんスクレバー  ・ショベルローダー  ・尿浄化槽 等  〈その他〉  ・分娩、乳豚舎はウインドレス  ・肥育豚舎はセミウインドレス式または開放式  ・分娩は無看護方式  ・自動飼料給与システム  ・糞は完熟堆肥化  ・尿は法定基準浄化で河川放流 | ・法人化による経営基盤の強化  ・パソコンによる経営管理  ・繁殖成績管理  ・肥育成績管理 | ・基幹労働  2.0人  ・雇用  1.0人  ・休日制の導入  ・給料制の導入  ・雇用者の社会保険への加入  ・家族経営協定の締結 |
| 10．  施設野菜 | （作付面積）  長期どりトマト  　　　＝30a  （経営面積）  　　　30a | 〈資本装備〉  （中型機械化体系）  ・トラクター（20ps）  ・動力噴霧機  ・農作業場(100㎡)  ・温室（3,000㎡）  ・トラック（軽）  ・暖房機（温風式） 等  〈その他〉  ・トマト購入苗利用による育苗の省力化  ・減化学肥料・減農薬栽培  ・マルハナバチの利用（トマト） | ・トマトは高品質生産団地を確立し、ブランド品としての有利販売の実現  ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 | ・基幹労力  2.0人  ・補助労力  1.0人  ・快適な作業環境の整備＝ハウスの複合環境制御  ・定期的な休日の確保  ・家庭経営協定の締結 |

**第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標**

第１に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に吉岡町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、吉岡町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

［個別経営体］

（農業経営の指標の例）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経 営 規 模 | 生 産 方 式 | 経営管理の  方法 | 農業従事の  態様等 |
| １．  水稲＋小麦＋大豆 | 〈作付面積〉  水稲＝42a  小麦＝70a  大豆＝28a  〈経営面積〉  　　　70a  　　すべて借地 | 〈資本装備〉  ・農作業場（100㎡）  ・格納庫（100㎡）  ・ﾄﾗｸﾀｰ（40ps）  ・田植機（4条）  ・普通型ｺﾝﾊﾞｲﾝ（1.5m）  ・ロータリー（2.2m）  ・播種プラント一式  ・ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀｰ（800L）  ・粒選別機  ・ﾄﾗｯｸ（2t）  ・管理機（8ps） 等  〈その他〉  ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化  ・水稲・麦の乾燥調製は共同乾燥調製（貯蔵）施設を利用 | ・農地集積により団地化を図る  ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保  ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る  ・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底  ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保 | ・家族労働力  2.0人  ・チェックリストに基づく労働安全の確保  ・家族経営協定の締結  ・定期的な休日の確保 |
| ２．  露地野菜 | 〈作付面積〉  夏秋ネギ＝40a  秋冬ネギ＝40a  ﾎｳﾚﾝｿｳ＝20a  〈経営面積〉  　　　100a | 〈資本装備〉  ・農作業場（200㎡）  ・育苗用ハウス（150㎡）  ・ﾄﾗｸﾀｰ（30ps）  ・培土専用機（ﾈｷﾞ用）  ・ﾗｲﾑｿﾜｰ（1.8m）  ・管理機（7ps）  ・簡易移植機  ・収穫機（振動式）  ・調製機  ・動力噴霧機（50L/分）  ・ﾛｰﾀﾘｰ（1.5m）  ・播種機（1条）  ・保冷庫（1.5坪）  ・ﾄﾗｯｸ（2t、軽） 等  〈その他〉  ・ネギは連結紙筒苗と簡易移植器利用により、定植作業の省力化  ・夏秋ネギと秋冬ネギによる計画生産  ・ホウレンソウは播種時期をずらし、10～3月にかけて長期出荷 | ・雇用労働力の安定確保  ・ネギの周年出荷体系の確立  ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保  ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減  ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る  ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性 | ・家族労働力  2.0人  ・雇用労力（冬期ﾎｳﾚﾝｿｳ出荷時）  ・チェックリストに基づく労働安全の確保  ・定期的な休日の確保  ・家族経営協定の締結 |
| ３．  施設野菜 | 〈作付面積〉  ﾎﾝﾚﾝｿｳ＝25a  〈経営面積〉  　　　25a | 〈資本装備〉  ・農作業場（100㎡）  ・パイプハウス（2,500㎡）  ・ﾄﾗｸﾀｰ（20ps）  ・管理機（7ps）  ・播種機（1条）  ・動力噴霧機（30L/分）  ・ﾛｰﾀﾘｰ（1.5m）  ・保冷庫（2坪）  ・ﾄﾗｯｸ（1t） 等  〈その他〉  ・雨よけﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽを利用した年間5回転の周年栽培  ・夏期の栽培は、高温、日長などの関係で栽培しにくいので、遮光などの適切な栽培管理と適正品種の選択を図る | ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保  ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減  ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る | ・家族労働力  　　　2.0人  ・チェックリストに基づく労働安全の確保  ・定期的な休日の確保  ・家族経営協定の締結 |
| ４．  施設野菜 | 〈作付面積〉  長期トマト  　　　＝20a  〈経営面積〉  　　　20a  　　すべて借地 | 〈資本装備〉  ・農作業場（100㎡）  ・温室（2,000㎡）  ・灌水施設  ・灌水井戸（1基）  ・燃料ﾀﾝｸ（2KL）  ・ﾄﾗｸﾀｰ（20ps）  ・管理機（7ps）  ・動力噴霧機  ・土壌消毒機（2条）  ・暖房機（温風式）  　（2機・400坪用）  ・ﾄﾗｯｸ（1t）  ・かん水用ﾎﾟﾝﾌﾟ 等  〈その他〉  ・雇用導入による長期どり経営  ・購入苗利用による育苗の省力化を図る  ・受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る | ・雇用労働力の安定確保  ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保  ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減  ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る | ・家族労働力  　　　2.0人  ・雇用労力（作業全般に渡り、不足する労働力を雇用により確保）  ・チェックリストに基づく労働安全の確保  ・定期的な休日の確保  ・家族経営協定の締結 |
| ５．  果樹 | 〈作付面積〉  ブドウ ＝50a  （雨よけ）  〈経営面積〉  　　　50a  すべて成木園を借地 | 〈資本装備〉  ・ﾌﾞﾄﾞｳ樹  ・ﾌﾞﾄﾞｳ棚  ・作業場兼直売所（150㎡）  ・格納庫（50㎡）  ・雨よけﾊｳｽ  ・ﾄﾗｸﾀｰ（20ps）  ・ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚﾔｰ（500L）  ・乗用草刈機  ・ﾄﾗｯｸ（1t） 等  〈その他〉  ・雨よけ栽培による高品質生産  ・直売方式に適した品種構成と栽培体系 | ・雇用労働力の安定確保  ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保  ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減  ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る  ・直売、宅配便利用による付加価値販売  ・多様な品種による販売期間の長期化を図る | ・家族労働力  　　2.0人  ・雇用労力（作業の一部で、不足する労働力を雇用により確保）  ・チェックリストに基づく労働安全の確保  ・定期的な休日の確保  ・家族経営協定の締結 |

**第３ 第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項**

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

　本町の特産品であるブドウやトマトなどの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業指導センターや農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

　また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

　更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

　加えて、吉岡町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

２ 町が主体的に行う取組

　本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

　また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応など、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

　さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

　本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

３　関係機関との連携・役割分担の考え方

　本町は、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

（１）県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

（２）個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

　本町は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、群馬県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

　農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、群馬県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

**第４ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項**

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

　前記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

〇効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

|  |  |
| --- | --- |
| 効率的かつ安定的な農業経営が地域の 農用地の利用に占める面積のシェアの目標 | 備　　考 |
| ５０％ |  |

〇効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（１）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

　　　吉岡町の平坦部においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

（２）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

　　　今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、農地中間管理事業を実施するとともに、作業受託組織の育成や新規作物の導入を図る必要がある。

（３）関係機関及び関係団体との連携

　　　町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

**第５ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項**

　　吉岡町は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第５「効率的かつ安

定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関す

る基本的な事項に定められた方向に即しつつ、吉岡町農業の地域特性、即ち、複合経営を

中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下

の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

吉岡町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1. 法第18条第１項の協議の場の設置の方法、法第19条第１項に規定する地域計画

の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる事業

1. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
2. 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

吉岡町においては、農用地利用改善事業を推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、吉岡町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

１　法第18条第１項の協議の場の設置の方法、法第19条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業観光課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

吉岡町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う

自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土

地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事

　　　　項

イ　農用地利用改善事業の実施区域

ウ　作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ　その他必要な事項

②　農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

①　（２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書を吉岡町に提出して、農用地利用規程について吉岡町の認定を受けることができる。

②　吉岡町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

ア　農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ　農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ　（４）のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ　農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③　吉岡町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を吉岡町の掲示板への提示により公告する。

④　①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①　（５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）第１１条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②　①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほ　か、次の事項を定めるものとする。

ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③　吉岡町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア　②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利

用の集積をするものであること。

イ　申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

①　（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

①　吉岡町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、

援助に努める。

②　吉岡町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、吉岡町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

３　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

吉岡町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア　農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の　組織的な促進措置との連携の強化

オ　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

（３）農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

　地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

**第６ その他**

　この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

１　この基本構想は、平成７年１月２４日から施行する。

２　この基本構想は、平成１３年６月４日から施行する。

３　この基本構想は、平成１８年６月８日から施行する。

４　この基本構想は、平成２２年５月２８日から施行する。

５　この基本構想は、平成２３年１１月７日から施行する。

６　この基本構想は、平成２６年９月３０日から施行する。

７ この基本構想は、平成２８年１２月９日から施行する。

８ この基本構想は、令和３年１２月１４日から施行する。

９　この基本構想は、令和５年〇月〇日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。